

標題

船舶における有害な防汚システムの規制に関する国際条約 (AFS 条約) の発効について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0710

発行日 2007年9月26日

各位

1. 2001年10月5日に採択された「船舶における有害な防汚システムの規制に関する国際条約 (AFS 条約)」の発効をお知らせ致します。
2. AFS 条約の発効要件は、25カ国以上の批准及びその商船船腹量の合計が世界の商船船腹量の25%以上となっており、この発効要件が満たされた1年後に発効することとなっています。
3. この度、9月17日にパナマがAFS条約を批准したことにより、25カ国が批准及びその商船船腹量の合計が世界の商船船腹量の38.11%となり発効要件が満たされました。このため、AFS条約は2008年9月17日に発効することになります。
4. AFS条約の締約国に登録される船舶は、本条約の要件に適合する必要があります。現在、当該条約を批准した締約国25カ国は、次の通りです。

アンティグア・バーブダ、オーストラリア、ブルガリア、クック諸島、クロアチア、キプロス、デンマーク、フランス、ギリシャ、日本、キリバス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、メキシコ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ルーマニア、セントクリストファー・ネーヴィス、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ツバル

5. 検査及び証書発給等の詳細に関しましては、別途ClassNKテクニカルインフォメーションを発行する予定です。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 国際室

住所: 東京都千代田区紀尾井町4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2039

E-mail: xad@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。